

東京中部間連系設備（F C）に係る計画策定プロセス期間中における 系統アクセス業務の取扱いについて

1. 対象とする系統アクセス業務

佐久間F C、東清水F C周辺の高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する発電設備等系統連系希望者からの申込みにおける系統アクセス業務のうち、計画策定プロセスにおける「広域系統整備計画の決定内容により、回答内容が変わる可能性のある系統アクセス業務」

なお、広域系統整備計画の決定内容により系統アクセス業務の回答内容が変わらない場合は対象外とする

2. 「広域系統整備計画の決定内容により、回答内容が変わる可能性のある系統アクセス業務」の判断基準（本取扱い適用開始～基本要件の決定）

- ・基本要件検討における広域連系系統の増強案の有無により、検討結果が異なる場合

3. 系統アクセス業務の取扱いについて

広域系統整備計画の決定内容により、系統アクセス業務の回答内容が変わる可能性がある場合は、検討条件の前提等を発電設備等系統連系希望者へ十分説明したうえで、暫定的な回答等を行うものとし、各期間における取扱いは下表のとおりとする。

期間	「本取扱い適用開始(平成27年6月24日)」から「基本要件の決定(平成27年9月 目途)」まで		「基本要件の決定」から「広域系統整備計画の決定(平成28年4月 目途)」まで	
項目	検討条件	系統アクセス業務の回答	検討条件	系統アクセス業務の回答
事前相談 接続検討	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセスを優先して検討を進める ・事業者の希望により、計画策定プロセスの増強案を考慮し可能な範囲で検討する。 ・増強案の考慮にあたっては前提条件を明確にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増強案の前提条件や、基本要件確定までの間は暫定的な増強案であることを事業者へ十分説明し回答する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本要件確定の段階で増強内容が確定するため、これを前提とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の前提で後続の接続検討を回答する。
契約申込み		<ul style="list-style-type: none"> ・基本要件決定までは、前提条件が確定しないことから、基本要件確定後に連系承諾※を行う。ただし計画策定プロセスの増強内容と関連がないと判断できるものについては回答を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果により回答する。

※「基本要件決定により前提条件が変更となる場合は、変更後のアクセス検討結果に基づき連系承諾すること」を説明する。